

議案第六十号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求むる。

昭和五十一年四月二十三日

三朝町長 松村 喬 成



昭和五拾壹年四月廿三日 原業永 認

三朝町議會議長 牧田 禎

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、赤松地区農業用道路整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法についての一部変更について、次のとおり専決処分をする。

昭和五十一年三月二十二日

三朝町長 松村 喬 成

赤松地区農業用道路整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法についての一部変更について

昭和四十九年六月三朝町議会において議決を得た議案第七十二号赤松地区農業用道路整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法についての一部を次のとおり改めるものとする。

三、経費の賦課基準中「一〇パーセント」を「三〇パーセント」に改める。